



「農事組合法人 井吹南営農組合」が 設立されました

2月1日に西区伊川谷町で「農事組合法人 井吹南営農組合」（組合員数32名、経営面積約12ha）が設立されました。

神戸市内で5番目となる集落営農組織の法人化となります。また、複数の集落にまたがる広域法人としては、昨年度の(農)神出アグリに続く2例目です。



永井谷・北別府集落にまたがる井吹南地区には未整備で狭小な農地が多く、高齢化や後継者不足のため遊休化しているなど、農地の維持が難しくなっていました。

そのため、この地区の農地を守るため、地区内の農地を全て農地バンクに預け、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、圃場整備（令和5年度事業申請予定）の実施に向け、関係機関と共に現在準備を行っています。

圃場整備が完了した農地は、この「農事組合法人 井吹南営農組合」が、地域の担い手となり、全て農地バンクから借受ける予定です。

そのため地区内の農地集積・集約率は100%となり、一元化した営農計画により効率的な土地利用を行うことが可能となります。

今後は、交通の便が良く市街地に近い立地条件を活かした高収益作物の導入や地域の畜産農家との連携した循環型農業に取り組む等、地域に根差した持続的発展農業の構築を目指します。

アライグマ捕獲用箱わなの貸し出し

春季は子育て中の成獣メスが 높은割合で捕獲できることや、餌資源としての農作物や果実などが少ない時期であることから、アライグマの捕獲に最も効率的・効果的な時期であるといわれています。

西区内でのアライグマ捕獲用箱わなの貸し出しは、西農業振興センター及び各出張所で行っています。

事前に下欄に記載されている連絡先にて在庫の確認を行ってから、御利用ください。

【連絡先】

西農業振興センター 975-5800

伊川谷出張所 974-0001

押部谷出張所 994-1001

神出出張所 965-1001

岩岡出張所 967-1001

櫛谷出張所 991-1001

平野出張所 961-2001

*西神中央に移転した西区役所と玉津支所（旧西区役所）では現在、貸し出しを行っていません。ご注意ください。

*須磨区・垂水区の場合は下記で対応を行っています。

【連絡先】神戸市鳥獣相談ダイヤル 333-4408

市の農政情報について

随時市HPの農政新着情報・お知らせページに掲載しています。

詳細は下記の二次元コードもしくは「神戸市農業 新着情報」で検索

【二次元コード】



生産緑地とは

都市農地を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に、都市計画に定めることができる地区です。**建築規制**を受ける一方で、**税制優遇**を受けることができます。

○建築規制：建築物の新築等の行為制限（原則30年間の農地等としての管理義務）

※指定から30年が経過した場合や主たる農業者が死亡等により営農できなくなった場合は、市に対して生産緑地の買取り申出をすることが可能です。

○固定資産税等：農地課税

○相続税等：納税猶予の適用（終身営農で免除）

生産緑地の追加指定申出について

生産緑地の追加指定を希望される方は、「生産緑地地区指定申出書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、神戸市へ提出してください。提出いただいた生産緑地地区指定申出書については、神戸市の都市計画案作成の検討資料とさせていただきます。（生産緑地の指定要件を満たしていない等の農地については、案とならないこともございます。）

○提出期限

令和4年4月28日（木）まで

※来年度以降も追加指定を行う予定です。

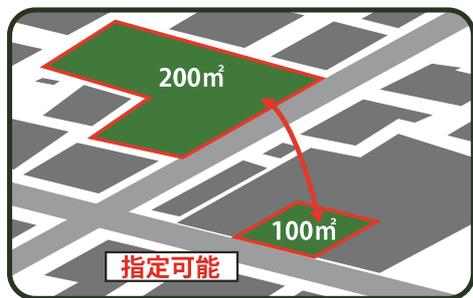
○生産緑地の指定要件

- ①一団の農地*として、規模要件（300㎡以上等）を満たしている農地
- ②農地等利害関係人全員の同意がある農地
- ③合理的な土地利用に支障がない農地
- ④農業の継続が可能である農地

○提出書類

- ①生産緑地地区指定申出書
（市のHPからダウンロードできます）
- ②位置図（住宅地図等の写し）
- ③地積図（字限図・公図）
- ④土地登記簿謄本（全部事項証明書）
（③④は法務局で発行されたもの）
- ⑤現地写真
（農地全景を1筆ごとに撮影したもの）
- ⑥建物配置図（農業用施設がある場合）

*一団の農地の考え方



物理的には、隣接していなくても、同一又は隣接する街区に複数の農地があれば、一団の農地とみなして生産緑地に指定することができます。
ただし、一団の農地を構成する個々の農地面積は**100㎡程度が下限**です。

今後のスケジュール

